

【アメリカ向け展示会用途物品のカルネ申請について】

アメリカは ATA カルネの展示会条約に非加盟のため、展示会用途のカルネ申請は受付をしておりません。

ただし、アメリカ保証団体から展示会向けの物品でも、商品見本や職業用具としてカルネ通関を認めるケースがある旨通知がありました。

この通知は正式な展示会条約加盟ではないため、事前に輸入地税関にカルネ使用の可否を確認の上、認められる場合は、展示会で展示する物品→商品見本 (Samples)、展示会で使用する用具等→職業用具 (Professional Equipment) として申請してください。

ご不明な点がございましたら下記事務所までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

東京本部カルネ事業部

TEL: 03-5280-5171

Mail: ata-carnet@jcaa.or.jp

大阪事務所カルネ事業課

TEL: 06-6944-6164

Mail: osaka@jcaa.or.jp